

公募型プロポーザルに係る実施の公告

湯沢雄勝広域市町村圏組合新湯沢火葬場整備事業に係る火葬炉設備について、導入する設備を選定するため公募型プロポーザルを実施する。

令和8年4月15日

湯沢雄勝広域市町村圏組合 管理者 佐藤 一夫



1 実施の目的

湯沢市、羽後町、東成瀬村の住民等が利用する湯沢火葬場は、昭和58年に建設されてから40年以上経過し、施設・設備の老朽化に伴い、バリアフリー等を含め住民ニーズに応えられなくなっており、移転整備することとしている。

火葬炉設備は関係法令の遵守はもちろんのこと、ばい煙や悪臭、騒音、振動、ダイオキシン類等の公害防止に十分配慮する必要があるため、また、施設整備や管理運営における経済性、効率性、安全性を十分確保する必要があるため、優れた技術水準と実績を持った整備予定者を選定する公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

- (1) 対象業務 新湯沢火葬場整備事業に係る火葬炉設備の提案
- (2) 業務場所 湯沢市字沼樋地内
- (3) 業務内容 新湯沢火葬場建設に係る火葬炉設備の設計施工

- ア 火葬炉数 人体炉3基
- イ 火葬件数 1,100件/年 程度

(4) 新湯沢火葬場整備スケジュール

- ア 火葬炉設備（設計含む）の選定 令和8年4月15日～令和8年6月下旬
- イ 基本設計業者（建築）の選定及び設計委託 令和8年9月～令和9年2月
- ウ 実施設計業務（建築）委託 令和9年3月～令和9年11月
- エ 新火葬場建設工事 令和10年4月～令和12年1月
- オ 新火葬場の供用開始 令和12年4月1日

(5) 火葬炉設備の設計期間 別途契約予定の基本設計・実施設計の期間内に実施すること。  
(令和8年9月～令和9年11月予定)

(6) 実施要領等の配布 当組合ホームページよりダウンロードすること。

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 湯沢市、羽後町、東成瀬村、当組合の競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項に基づき更生手続き開始の申し立てをしていない者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項に基づく再生手続き開始の申し立てがされていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の関係者でないこと。
- (6) 湯沢市、羽後町、東成瀬村、当組合いずれかの競争入札参加資格を有する者
- (7) 令和3年4月1日以降に新築又は改築した火葬場で納入実績がある者(単なる改修を除く。)
- (8) 公告日時点において自社工場又は協力指定工場で火葬炉を製造している者
- (9) 申請する本店又は営業所で、申請日現在において税金等を滞納していないこと。
- (10) 参加形態は、単体による参加とする。

### 4 問い合わせ先(必要書類提出先)

湯沢雄勝広域市町村圏組合 事業管理課

〒012-0827 秋田県湯沢市表町三丁目3番14号 消防庁舎2階

T E L 0183-73-9691

F A X 0183-72-3821

E-mail kasokensetsu@yukoiki.or.jp